

とおかまち流まちづくりの条例を考える会設置要綱

(設置)

第1条 十日町市にふさわしい自治及びまちづくりの確立を目指し、その基本原則となる(仮称)十日町市自治基本条例(以下「条例」という。)を制定するに当たり、条例の素案を作成するため、とおかまち流まちづくりの条例を考える会(以下「考える会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 考える会は、条例の素案を作成し、これを市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 考える会は、35人以内で組織する。

2 考える会は、市民委員、学識経験者1人及び市職員委員で構成する。

3 市民委員は、公募委員及び団体推薦委員とし、市内に在住する者の中から市長が委嘱する。

4 市職員委員は、5人以内とし、市職員の中から市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提出を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 考える会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市民委員の互選により定める。

3 会長は、考える会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が市民委員の中から指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 考える会の会議は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者を出席させて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(成果等の報告)

第8条 会長は、考える会の所掌事務に係る成果等を得たときは、速やかに市長にその内容を報告するものとする。

2 会長は、市長の要求があったとき、又は会長が必要と認めたときは、考える会の所掌事務の進行状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 考える会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、考える会の運営その他について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年8月19日から適用する。